

山形県における特定建設資材に係る分別解体等及び 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に 関する指針（略称：山形県建設リサイクル指針）

平成14年4月1日以降適用

平成19年2月1日改正

- 1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向
 - (1) 基本理念
 - (2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方
 - (3) 関係者の役割
 - (4) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向
 - (5) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向
 - (6) 県発注工事の対応
- 2 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策
 - (1) 排出抑制の必要性
 - (2) 関係者の役割
- 3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定
 - (1) 県内における再資源化等の目標
 - (2) 県発注工事における再資源化等の目標
 - (3) 目標の見直し
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 具体的方策等
- 5 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 関係者の役割
 - (3) 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用
- 6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する事項
 - (1) 県民への普及及び啓発
 - (2) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の適切な反映
 - (3) 各種情報の提供

山形県における特定建設資材に係る分別解体等及び 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に 関する指針（略称：山形県建設リサイクル指針）

平成14年4月1日以降適用

平成19年2月1日改正

この指針は、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、関係者の役割及び目標値等を定めたものです。

1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

(1) 基本理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要です。

このため、平成12年5月に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。いわゆる「建設リサイクル法」)に基づき、平成13年1月に国が策定した「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」及び平成18年10月に県が策定した「山形県建設リサイクル推進計画'06」に即し、分別解体等及び再資源化等に積極的に取り組むこととします。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行います。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収を行います。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとします。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければなりません。

(3) 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

ア 建設資材の製造に携わる者

端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

イ 建築物等の設計に携わる者

端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設

計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要があります。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要があります。

ウ 発注者

元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要があります。

エ 元請業者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要があります。

オ 建設工事を施工する者

建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

カ 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。

キ 県

県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発等に努めます。

ク 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

(4) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要があります。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要があります。

(5) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望まれ、また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出するのが望まれます。

(6) 県発注工事の対応

対象建設工事の規模の基準は下表のとおりであり、また、建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）について、再資源化に代えて縮減を行うことで足りるとする工事場所から再資源化施設までの距離に関する基準は、50 kmを超える場合です。

しかしながら、県発注工事については先導的な役割を果たすべく、工事の規模及び距離に関する基準に拘らず特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化（縮減は含まない）の実施を原則とします。なお、根株・伐採木に関しても再資源化の実施を原則とします。

表 対象建設工事の規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物に係る解体工事	床面積の合計が80㎡以上
建築物に係る新築又は増築工事	床面積の合計が500㎡以上
建築物に係る新築、増築、解体以外の工事（修繕・模様替等）	請負代金の額が1億円以上
建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等（土木工事を含む）	請負代金の額が500万円以上

（注）：建築物とは建築基準法第2条第1号に規定する建築物。

2 建設資材廃棄物の排出抑制のための方策

(1) 排出抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多く、このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要です。

(2) 関係者の役割

建設廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要です。

ア 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要があります。

イ 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要があります。

ウ 建築物等の設計に携わる者

建築物の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要があります。

エ 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があります。

オ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建

築等に努める必要があります。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要があります。

カ 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととします。

キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定

(1) 県内における再資源化等の目標

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に重点的に特定建設資材廃棄物の再資源化等に取り組むこととします。

なお、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表のとおりとします。

表 平成22年度における再資源化等率の目標値

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等率(注)
コンクリート塊 (コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。)	95%
アスファルト・コンクリート塊 (アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。)	95%
建設発生木材 (木材が廃棄物となったものをいう。)	95%

(注)再資源化等率であるため、縮減も含む。

(2) 県発注工事における再資源化等の目標

県発注工事においては、再資源化等を先導する役割を果たすべく、「山形県建設リサイクル推進計画'06」で掲げた再資源化率を目指し取り組むこととします。なお、平成22年度におけるその目標値は次表のとおりです。

表 「山形県建設リサイクル推進計画'06」の平成22年度における再資源化率の目標値

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等率(注1)
コンクリート塊	99%以上
アスファルト・コンクリート塊	99%以上
建設発生木材(注2)	95%

(注1)再資源化等率であるため、縮減も含む。

(注2)この表では、根株・伐採木を含む。

(3) 目標の見直し

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経

済情勢の変化等を踏まえて、「山形県建設リサイクル推進計画'06」とともに必要な見直しを行うものとします。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となる技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となります。

(2) 具体的方策等

ア コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進します。

イ 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、推肥等の原材料として利用することを促進します。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進します。

ウ アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の基層用材料又は表層用材料に利用することを促進します。

エ その他

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望まれます。

また、再資源化等が困難な建設資材を最終処分する場合は、安定型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。）については管理型処分品目（環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物）の廃棄物が混入しないよう分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要があります。

5 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

(1) 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要があります。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要です。

(2) 関係者の役割

ア 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要があります。

イ 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要があります。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要があります。

ウ 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要があります。

エ 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要があります。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要があります。

オ 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要があります。

カ 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供及び普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するよう努めることとします。

キ 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

(3) 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

県発注工事においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。いわゆる「グリーン購入法」という。)の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとします。

具体的には、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材及び基層用・表層用材料の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内で再生骨材等が入手できる場合、また、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内で再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とします。木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボードの利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえて利用量の増大に努めます。また、法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努めます。さらに、その他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要があります。

なお、県発注工事以外の公共事業においても、上記方策に準じた取組みを行う必要があります。

6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する事項

(1) 県民への普及及び啓発

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有しており、これらの意義に関する知識について、広報誌、インターネット等を活用し、広く県民への普及及び啓発を図ることとします。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行すること、また、発注者が再資源化より得られた物をできる限り利用することが重要であることから、必要に応じて講習会等の実施、資料の提供等の措置を講ずることとします。

(2) 分別解体等及び再資源化等に要する費用の適切な反映

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要です。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要があります。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要があります。

加えて、県は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めます。

(3) 各種情報の提供

県は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のため、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の再資源化施設におけるストック量情報、また、再資源化施設の稼働情報等をインターネット等を活用して提供します。